

幼保連携型

認定こども園 片浜桜

(2026 重要事項等説明書)



社会福祉法人 橘会

目次

- 1 認定こども園片浜桜
- 2 登園日のきまり・欠席の連絡
- 3 登降園時刻記録の電子カード(園児カード)
- 4 投薬
- 5 投薬依頼書
- 6 市販の外用薬の取り扱い
- 7 登園許可証明書の提出 ★登園許可証明書
- 8 出席停止の基準
- 9 毎日の園の対応について
- 10 感染症発生時 聞き取り用紙
- 11 災害発生時における確認事項(地震)
- 12 災害発生時における確認事項(気象)
- 13 防災気象および富士山噴火警戒情報による園の対応
- 14 Jアラート
- 15 一斉配信による緊急連絡
★ホームページおよび広報誌等への写真掲載について
- 16 1号預かり保育・2号3号延長保育
- 17 土曜希望保育 ★土曜保育の持ち物
- 18 保育料 ★ 収納に関する規約
- 19 その他集金
- 20 園の重要事項等の説明 および 保護者の承諾
- 21 保護者面談について
- 22 一時預かり
- 23 園庭開放
- 24 学童保育
- 25 禁止事項と退所要件

★ 一時預かり申込・発育表

1 認定こども園片浜桜

所在地・連絡先： 沼津市今沢 680-4
ナーサリールーム…0～2（満3）歳児 055-966-5351

沼津市今沢 65
プレスクール…3～5歳児 055-966-6349

令和8年度 幼保連携型認定こども園片浜桜グランドデザイン

園の教育・保育目標

ひとりひとりの園児を大切に！～人間尊重の精神～
生活の基本を身につけ 自ら進んで取り組むことができるこどもの育成

目指す園像	目指すこども像	目指す保育教諭像
<ul style="list-style-type: none">・こどもが安心して遊び、活動することができる園・職員が楽しく仕事ができる園・保護者に信頼される園	<ul style="list-style-type: none">・健康で意欲的な子 (元気に遊ぶ子 明るい子)・自分も人も大切にする子 (仲良く遊ぶ子 優しい子)・創造的で自制ができる子 (楽しく遊ぶ子 我慢の子)	<ul style="list-style-type: none">・人間性豊かで、活かに満ちた保育教諭・指導力のある保育教諭・子どもの気持ちを理解できる保育教諭・明るく積極的な保育教諭

幼保連携型認定こども園教育・保育要領に則り、運営をいたします

行事（抜粋）：遠足・・・春（親子）／秋（園児のみ）
季節行事（七夕・クリスマス会・ひなまつり等）

園児の姿を保護者と共有する行事

運動発表会（スケター・はんとぼう・マットと平均台・なわとび・とび箱・てっぽう）
運動会
音楽会
ゆうぎ会
参観日

（保護者会主催の行事）：さくらまつり（夏祭り）やバザー

2 登園日のきまり・欠席の連絡

園に登園する日：体調に支障がないとき、平日はどの園児も登園しましょう。
(仕事の休みに合わせての欠席は、保護者の判断によりますが年齢が低い子ほど、親子で過ごす時間を大切にしてください。)

毎日の登園時刻：9：00までに登園しましょう。

11：00を過ぎるときは「欠席する」のが基本です。

※連絡のないご家庭には電話確認させていただきます。

午後からの登園は、原則できません。

欠席（遅刻）の連絡：9：00までに必ず連絡をしてください。

体調不良・その他の理由で「当日」園をお休みするときは、『ノートで』お知らせください（電話不要）。

お盆・年末年始は家庭保育の日：出来る限り家族で過ごす時間を設けるよう、全家庭に対して、ご協力をお願いします。

(1号認定園児の「預かり保育」は実施しません。

2号・3号認定園児は家庭保育の都合がどうしてもつかない場合のみ、保育を委託してください。

『保育してくれるから仕事をする』は止めましょう。)

【お盆期間】8月12日～16日前後（毎年曜日等による）

【年始期間】1月4日～始業式前日までの平日

【年末年始】12月29日～1月3日（園の休業日）は保育できません

(卒園式後の)卒園児の保育：年度末(3月)の園児保育は可。

年度初め(4月)の就学前児童の保育は不可。

3月開園最終日：新年度準備のため半日保育を原則とします。

また、卒園児および1号認定園児の保育は実施しません。

予防接種をした園児の登園：直後(当日)の保育はしないことを原則とします。

↓

予防接種で弱めた病原体を、身体に入れることにより副反応がでる場合があり、体調を崩しやすかったり、安静を求められることがあるため、「集団生活を送るのに適さない」と判断するものです。

「朝、園に来て、早退や帰宅してから予防接種をし、後は自宅で安静にする」

「予防接種の日は、欠席をする」の、どちらかにしてください。

保護者の(仕事調整や家庭保育の)都合がつかず、やむをえず保育を委託する場合は、「医師の許可を得てから園に相談」をするようにお願いします。

3 登降園時刻記録の電子カード（園児カード）

概要：お子様の登降園時に、デジタルでの登降園時刻の記録をお願いします。

カードは非接触型（かざすタイプ）のものです。園児氏名が登録されたQRコードを指定の場所にかざしていただくと自動で時刻が記録されます。

※園児カードは、保護者ごとに1枚ずつ作成します。不審者対応のため、園内に入る際は必ず「青い紐」のカードケースに入れて、首にかけてきてください。

毎日、「園児が在園する場所」でかざしてください。

きょうだい園児がナーサリールームとプレスクールに居る場合は、取り違えないようご注意ください。同一施設にきょうだいがいる場合、連続打刻はエラーが起こりますので、少し時間を空けてください。

園児カードの取り扱いについて

毎日の時刻の記録はQRコードが印刷されたもの（園で登録した保護者「本人」のもの）を使って行います。園は、このカードをもつ来園者は「不審者でない」と認識します。ご家族どなたのお迎えであっても、来園の際はカードを示すことができるよう、あらかじめの登録と携行にご協力ください。

保護者それぞれがカードを持っています

登録カードを使って打刻をすることで、保護者の（父・母・祖父母等）『どなたがその日の送迎に関わったか』が、わかるようになっています。

本人でない保護者のカードは 使用しないでください。

※はいチーズノート（「15 一斉配信による緊急連絡」後段参照）にもQR表示機能がありますが、保護者名が記録できない仕様のため、当園では『使用不可』としています。安易に使用しないでください。

打刻についてご質問などがある場合は、事務職員までお声掛けください。

4 投薬

基本方針：在園時間における園児の投薬は原則として扱いません

例外：医師の処方箋があり、保護者が投薬依頼書を提出した場合に限り、投薬を行うこととする。

・・・**できる限りご家庭での処方済むよう、医師にご相談ください。**

投薬依頼時のきまり

①医師が処方した薬以外は預けない

(市販の風邪薬などはお預かりしません。)

②薬は、1回分のみを預ける

(シロップ等も必ず小分けにしてください)

③薬は直接、担任へ手渡すことを原則とする

(早番の子は早番担当の先生に、担任が都合で部屋にいない時は、同じ学年の先生に、手渡しをしてください)

職員の誰も、把握していない薬は、原則投薬いたしません。

④投薬依頼書に、記載漏れなく記入し、提出する

(用紙は園のHPからダウンロードもできます。)

緊急の時は園に予備がありますので必要な方はお声かけください。)

⑤記載内容と変わる依頼をする場合は、用紙を改め、書き直す

(同じ薬を同じ用法で処方されているものであれば、処方が終わるまで1枚の用紙で投薬を継続できます。ただし、

毎日、依頼保護者の印またはサインを記入、

薬と共に、依頼書を手渡しで、提出してください。)

⑥終了時には「印またはサイン」を記入する

(用紙は園に保管しますので、捨てないでください)

※誤投薬を防止するためのきまりです。皆様のご協力をお願いします。

投薬依頼書（保護者記載用）

令和 年 月 日

1. 依頼先 認定こども園 片浜桜
2. 依頼者 保護者氏名 _____
 子ども氏名 _____
 子どもの生年月日 令和 年 月 日生
3. 主治医 医師名 _____
 病院・医院名 _____
 Tel () - () - ()
4. 病名（症状等） _____
5. 薬にわたる詳細
 持参した薬は _____ 月 _____ 日に処方された _____ 日分の **本日分**です。

名称（数量）	形状	使用する時	内容	保管
()	内服薬 粉・液（シロップ）・錠剤 外用薬 ぬり薬 目薬	食前・食中・食後 その他 ()	抗生物質 解熱剤・咳止め 下痢止め・痛み止め その他 ()	常温 冷蔵 その他
()	内服薬 粉・液（シロップ）・錠剤 外用薬 ぬり薬 目薬	食前・食中・食後 その他 ()	抗生物質 解熱剤・咳止め 下痢止め・痛み止め その他 ()	常温 冷蔵 その他
()	内服薬 粉・液（シロップ）・錠剤 外用薬 ぬり薬 目薬	食前・食中・食後 その他 ()	抗生物質 解熱剤・咳止め 下痢止め・痛み止め その他 ()	常温 冷蔵 その他

必要な事項を記載または○印で記入してください。

薬の処方・使用に際しての注意事項等

薬剤情報提供書 (あり ・ なし)

投薬依頼表 ※保護者が記入

この用紙は園に保管しますので、投薬が終了したら終了確認印を押印して提出をお願いします。

依頼日	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	終了確認印
保護者 印またはサイン						
受領担当職員						
投薬担当職員 (ダブルチェック)						
投薬時間	:	:	:	:	:	

(医師の処方による)投薬依頼書のない「市販の外用薬」の取り扱い

基本方針：蚊よけや皮膚の保護のために使用するものは、他園児の誤飲リスクを鑑み、原則全て**園内に持ち込むことを禁止**とします。
(職員への「依頼」ではなく園児本人が扱うものであっても、です。
登園前に家庭で対応し、園内でのケアが不要となるのが基本です。)

例外：(市販の外用薬) 預かり依頼書の提出があった場合

以下のように対応する。

園のきまり：①お預かりしたものは職員が管理する。

※職員は園児本人の申告で、外用薬を渡す。

②**使用は(可能な限り)本人がする。**

③使用は職員が見ている場でおこなう。

④本人の使用が難しい場合は、(保護者からの相談ののち、)職員が代行することができる。

※本来家庭で対応するべきもの。使用を確約するものではない。

⑤預かったものは当日に返却する。

預かることができるもの

ア 蚊よけ対策 の ジェル または クリーム。(スプレーは不可)

イ 皮膚保護のため の ハンドクリーム または 日焼け止め。(スプレーは不可)

ウ (痛みを伴うひび割れなどの) 唇保護のため の リップクリーム。

(市販の外用薬) 預かり依頼書 (保護者記載用)

令和 年 月 日

1. 依頼先 認定こども園 片浜桜

2. 依頼者 保護者氏名 _____

子ども氏名 _____

子どもの生年月日 令和 年 月 日生

3. 理由と内容

ア 蚊よけ対策 の (ジェル ・ クリーム)

イ 皮膚保護のため の (ハンドクリーム ・ 日焼け止め)

ウ (痛みを伴うひび割れなどの) 唇保護のため の リップクリーム
(症状等) _____

預かり確認表 ※保育教諭が記入

預かり日	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()
預かった職員					
クラス担任確認					

7 登園許可証明書の提出

基本方針：①当園では病児保育はおこないません

②集団生活における病気の集団発生や流行を防止するため、園児が下記の病気にかかったときは、医師が集団生活に支障がないと判断するまで、園は該当園児の登園を禁止（出席停止）します

③家族が感染症に罹患しているとき該当の園児は出席停止とします
ただし、インフルエンザで園児が同一の型を罹患しすでに治癒している場合や、（他の感染症でも）医師の許可がある場合を除きます

④治癒し、登園を再開するときは、保護者は医師による登園許可証明書（別紙）を園に提出してください。

証明書が必要な感染症：学校保健安全法第 18・19 条に基づく『学校感染症』に該当する疾病を基準とし、乳幼児が頻繁にかかるものを除く

第一種感染症

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、急性灰白髄炎（ポリオ）、鳥インフルエンザ（H5N1）

第二種感染症 百日咳 麻しん（はしか） 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）
風しん 水痘（みずぼうそう） 咽頭結膜熱 結核 髄膜炎菌性髄膜炎

第三種感染症

コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎

検査：医師が症状のみで診断できる場合は、

証明書を出すにあたって検査の必要はない（医師の指示に従うこと）

『その他感染症』の場合：必ず医師に診断を仰いでください。

『集団生活で感染する恐れがある』期間については、書面の必要はなくても必ずお休みして、医師の診断に従って登園再開をお願いします。

咳などの症状がある時はマスク等の対策を講じるなど、症状が悪化したり、他の園児に迷惑をかけないことを心掛けましょう。

園の対応

①体温に関わらず様子がおかしいと感じたら、保護者に相談のため、連絡します。

②体温が 38 度を超えたら、できるだけ早いお迎えをお願いする連絡をします。

お願い：園が他の子どもや保護者への対応を迅速に行う為、病名が判明したら、速やかに園へご連絡ください。

登園許可証明書

保護者の方へ

こども園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことで、子どもが一日快適に生活できるよう、下記の感染症について証明書の提出をお願いします。症状のみで診断できる場合は病院での検査の必要はありません。必ず医師の指示に従ってください。下記に記載のない感染症（書面提出不要）の場合も同様です。

お医者様へ

当園では「学校保健安全法第 19 条に基づく『学校感染症』に該当する疾病を基準とし、罹患した場合は医師の『登園許可証明書』の提出を必要とする（※乳幼児が頻繁にかかるものを除く）」と定めております。お手数ですが、保護者からの依頼があった場合は、感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での園生活が可能となる状態となつてからの登園であるよう、下記に記載の疾病および、その他必要と判断された疾病に対しての登園許可証明をお願いいたします。

〒410-0875 沼津市（ナーサリールーム）今沢 680-4
(プレスクール) 今沢 65
幼保連携型 認定こども園
片浜桜 園長
TEL 055-966-6349

登園許可証明書

認定こども園 片浜桜 園長殿

園児氏名 _____

以下の疾病の症状が回復し集団生活に支障がない状態になったので
_____年 ____月 ____日から登園可能と判断します。

_____年 ____月 ____日

医療機関

医師名 _____ 印

第一種感染症（ _____ ） エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ベスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、急性灰白髄炎（ポリオ）、鳥インフルエンザ（H5N1）

第二種感染症 百日咳 麻しん（はしか）

流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） 風しん 水痘（みずぼうそう）

咽頭結膜熱 結核 髄膜炎菌性髄膜炎

第三種感染症（ _____ ）
コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎

その他（ _____ ）

【学校感染症】出席停止の基準 R5.5.8～

書面での登園許可が必要
インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症を除く

分類	病名	出席停止の基準
第1種	(※)	治癒するまで
第2種	インフルエンザ	発症後5日、かつ、解熱後2日（幼児3日）が経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	結核	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過しかつ症状が軽快した後1日を経過するまで
第3種	コレラ	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
	細菌性赤痢	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
	腸管出血性大腸菌感染症	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
	腸チフス	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
	パラチフス	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
	流行性角結膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
	急性出血性結膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで

医師の診断に従い登園

その他感染症	溶連菌感染症	適正な抗菌剤治療開始後24時間を経て全身状態が良ければ登校可能
	ウイルス性肝炎	A型・E型：肝機能正常化後登校可能
		B型・C型：出席停止不要
	手足口病	発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可
	伝染性紅斑	発疹（リンゴ病）のみで全身状態が良ければ登校可能
	ヘルパンギーナ	発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可
	マイコプラズマ感染症	急性期は出席停止、全身状態が良ければ登校可能
	感染性胃腸炎（流行性嘔吐下痢症）	下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態が改善されれば登校可能
	アタマジラミ	出席可能（タオル、櫛、ブラシの共用は避ける）
	伝染性軟属腫（水いぼ）	出席可能（多発発疹者はプールでのビート板の共用は避ける）
伝染性膿痂疹（とびひ）	出席可能（プール、入浴は避ける）	

※第1種学校感染症：エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、急性灰白髄炎（ポリオ）、鳥インフルエンザ（H5N1）

9 毎日の園の対応について

園では手洗い・消毒の指導と共に、咳の子がいたらマスク着用をさせるなど、園児にも職員にも日々注意を促して、生活しています。それでも、目に見えないウイルスや菌を、集団生活の場で完全に防ぐことはどうしても難しいです。

例えば、38度以上の熱が出ている子はお迎えに来ていただく連絡をして、基本的には保健室（状況により各クラス）で別に寝かせておきます。

園児に感染症が疑われる症状が発生したら、発症した子と他の園児の分離・現場の消毒・換気および、必要に応じて情報を一斉配信などします。

疾病の情報について

医療機関を受診した際「園で流行っていますか？」と尋ねられることがあると思いますが、「流行っている」という基準は医師によってもまちまちですので、園では「流行っています」とは、お答えできません。

園で、感染症その他に関して保護者に注意喚起をすることが必要と判断した場合は、一斉配信などで必ずお伝えします。

お見舞いについて

病気・または怪我で園児が入院した場合に、その子のお見舞いに行きたいからと入院先についてのお問合せをいただいても、園からはお答えできません。

また、職員一同大変心を痛めておりましても、お見舞いができる状況かどうかの判断がつかない間、また、感染症での入院の場合には職員はお伺いしません。万が一のリスク回避のためです。どうぞご容赦願います。

感染症が発生したとき

感染症・食中毒が発生した場合は、園の対応その他を必ず記録に残します。発症の場がご家庭であった場合は、園では詳しい事情がわかりかねますので、担任が保護者に状況をお伺いしたり、書類記載をお願いすることがあります。よろしくご協力ください。

感染症 聞き取り用紙 記入者()

病名()

幼保連携型認定こども園 片浜桜 (ナーサリールーム ・ プレスクール)

ふりがな			男・女	組	利用の有無 (早番・遅番)
児童名					
経過	発症日(症状が確認された日) 年 月 日 ()		確認場所(家庭 ・ 園)		
	受診先(医療機関名)				
	受診日 年 月 日 ()		登園再開は 月 日 ()から		
	症状の詳細:				
登園許可証	要 ・ 不要	園内での感染が疑われる状況か		注意が必要 ・ 園内感染なし	

11 災害発生時における確認事項（南海トラフ地震・他）

平時より、勤務先等に園の体制を伝え、ご協力いただけるようお話しておいてください。特に「臨時情報」が出た時の対応を、ご確認ください。

園舎耐震概要： ナーサリールーム・プレスクールともに

新耐震基準施行（昭和 56 年 6 月 1 日）以降の建築である。
このことから耐震基準は（耐震診断を実施する必要がなく）満たしている。

詳細： 南海トラフ地震に関連する臨時情報の発表および地震発生時の対応

状況	園児の状況（居場所）		
臨時情報（調査中） および臨時情報 （巨大地震注意） が発表されたとき	園児は通常通り登園し園にて生活。 家庭では情報に留意するとともに、いつでも園児引取のできる態勢を準備するよう、願います。		
臨時情報 （巨大地震警戒） が発表されたとき	地震発生後の避難では間に合わない可能性のある場合は、休園する。各家庭に事前避難を呼びかける。		
	登園前（在宅）	登・降園中	在園中
	発表から1週間は自宅待機（※）。1週間経ってもさらに1週間は、登園後の有事に際しすぐに迎える体制が整わない家庭は自宅待機。	情報を把握した時点で、安全に留意し速やかに帰宅。	保護者に引渡しする。 引取来園の際は安全に留意し、速やかな引取が困難な場合には可能な範囲で園に連絡。
※園の開所が可能な状況において、保護者が自衛隊・消防・警察・病院関係などに勤務し、どうしても家庭保育が困難な場合の園児保育は、応相談。			
地震発生後	震度5の地震の場合 安全が確認できるまで休園を原則とする 保護者の判断で、建物の倒壊等から身を守るための行動を臨機応変に行う。 津波情報に注意をし、より高い場所への避難を行う。 ★これ以後自宅待機となり、園からの連絡があるまで休園 園の玄関に開所予定等を掲示 一斉配信／電話 など		本震がおさまったと判断した後、園長（副園長）の指示で園庭へ避難。 津波情報に注意し、園舎の被災状況等の確認の後園舎屋上へ避難。 保護者に引渡しする。 引取来園の際は安全に留意し、速やかな引取が困難な場合には可能な範囲で園に連絡

備考：園舎立地 ナーサリー・・・海拔 4.1M（基礎を含む）、屋上 7.25M

プレスクール・・・海拔 8.0M（基礎を含む）、屋上 15.35M

在園中の津波がない地震（震度4）の場合、園児のお迎えをお願いします。

津波警報が発令されている場合には園で待機します。保護者ご自身の安全を確保できる状況においてのみ、可能な限りの早いお迎えをお願いしますが、無理をしないようご判断ください。

1 2 災害発生時における確認事項（気象）

情報基準：NHK テレビ気象情報（登園前は AM5：55 の情報を目安とする）、
静岡県富士山南東地域（東部）

園からの情報発信は、一斉配信を基本とします。
休園等の連絡は、遅くとも午前9時頃までに配信します。

【『特別警報』発令時】

（全園児） 登園前は休園／保育中は速やかにお迎えをお願いします。
※保護者が自衛隊・消防・警察・病院関係等に勤務する家庭の園児保育は要相談。

【大雨・洪水・暴風・津波『警報』発令時】

登園前(在宅) に警報が出ている場合	在園中に警報が出た場合
自宅待機が原則 （開所できる場合は通知します。） 登園時は、各家庭で 登園経路の 安全を確認のこと。 園児が登園する場合は給食の提供を します。 ただし、食材等の都合で献立の変更 や、対応できない場合もあります。	状況を見て園児のお迎えをお願いします。 保護者に引渡す。 ※引取来園の際は安全に留意し、速やかな引取 が困難な場合には可能な範囲で園に連絡 1号認定園児・・・速やかにお迎えを お願いします 2号・3号認定園児・・・天候・交通機 関の都合によりお迎えが遅くなる場 合には、閉所時刻（18:45）を過ぎて も保護者の方のお迎えが来るまでお 子様をお預かりいたします。 この場合には（可能な限り）お迎え の都合を連絡し合いながら進めさせ ていただきます。

【集中豪雨・道路の冠水・河川の増水・雷（落雷）】などの場合

登園前の状況が上記により危険と考えられる場合は、保護者の判断で家庭待機をしてください。その後、危険がなくなり、各家庭で安全に登園できると判断したのちの登園をお願いします。園の周囲の状況（冠水など）については、職員が把握した時点で（一斉配信などで）状況をお知らせします。

13 防災気象および富士山噴火警戒情報による園の対応(確認事項)

【気象庁の指針】

自治体から警戒レベル4避難指示や警戒レベル3高齢者等避難が発令された際には速やかに避難行動をとってください。一方で、多くの場合、防災気象情報は自治体が発令する避難指示等よりも先に発表されます。このため、危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4や高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当する防災気象情報が発表された際には、避難指示等が発令されていなくてもキキクル(危険度分布)や河川の水位情報等を用いて自ら避難の判断をしてください。避難にあたっては、あらかじめ指定された避難場所へ向かうことにこだわらず、川や崖から少しでも離れた、近くの頑丈な建物の上層階に避難するなど、自らの判断でその時点で最善の安全確保行動をとることが重要です。

これを受け、当園では以下の情報が出ている(または出される予想がある)とき、保護者に家庭保育をお願いして、休園することがあります。

- ・大雨特別警報※1
 - ・氾濫発生情報
 - ・土砂災害警戒情報
 - ・危険度分布「非常に危険」(うす紫)
 - ・氾濫危険情報
 - ・高潮特別警報
 - ・高潮警報※2
 - ・大雨警報(土砂災害)※3※4
 - ・洪水警報
 - ・危険度分布「警戒」(赤)
 - ・氾濫警戒情報
 - ・高潮注意報(警報に切り替える可能性が高い旨に言及されているもの)
- ※1 これまでに経験したことのないような降水量の大雨が見込まれる際の大雨特別警報を指します。
※2 暴風警報が発表されている際の高潮警報に切り替える可能性が高い注意報は、避難が必要とされる警戒レベル4に相当します。
※3 夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い注意報は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当します。
※4 「伊勢湾台風」級の台風等による大雨が見込まれる際には高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3の大雨警報(土砂災害)が大雨特別警報(土砂災害)として発表されます。

《富士山火山避難対策について》

◎沼津市は、火山災害警戒区域に指定されています

気象庁噴火情報がレベル3になった時点で、児童の引き渡し・休園の措置が必要となりますので、その時点より、保護者に家庭保育をお願いします。

14 Jアラート(有事関連)が送信された場合の対応 登園前(ナーサリールーム・プレスクール共通)

自宅待機を基本とします。(期間：一斉配信等で指示があるまで)

安全が確認されるまで、開園いたしません。

在園中(ナーサリールーム)

園児は、園舎1F子育て支援センターかるがもの部屋に集合待機させます。

在園中(プレスクール)

園児は、西園舎1F「中央」の部屋を基準に集合待機させます。

(共通) 状況によっては、一斉配信等で保護者のお迎えをお願いする場合がありますので、ご承知ください。

15 一斉配信による緊急連絡（39メール）

目的：園からの緊急連絡を、一斉配信で迅速に保護者に伝える

対象：全園児

登録方法：**各ご家庭で、ユーザー登録をしていただく必要があります**

下記の方法でご登録ください。一家族2アドレスまで登録可

★スマートフォン「アプリ」を利用する場合

Google Play または App Store で『39メール』検索→アプリをダウンロード

アプリ上でアドレス `katahamasakura.1@39mail.com` を送信

(カタハマサクラ ドット イチ アット サンキューメール ドット コム)

必ず『園児名』を入れて登録

★「メール」を利用する場合

①ドメイン設定で 「39mail.com」を受信できるようにする。

②アドレス「`katahamasakura.1@39mail.com`」宛に、
空メールを送る

③自動返信が来たら、本文の URL 「本登録はこちら」に
アクセスし園児名を入力して送信する。



`katahamasakura.1@39mail.com`

登録できないとき：お使いの携帯会社へお問合せのうえ、迷惑メール等の設定を
みなおしてみてください。

普段使いの お知らせ配信（はいチーズ！ノート）

※「はいチーズ！ノート」とは出欠席や登降園時刻の記録、連絡帳のやりとり等
がスマートフォンから行えるサービスです。

月の予定や、その他お知らせを、必要に応じて（頻繁に）配信します。

園児個々の健康観察、連絡帳としての機能もあります。運用にあたっては、
まず代表保護者を登録し、その方を通じてその他保護者を追加していきます。

最初に「はいチーズアプリ」をスマートフォンにインストールしてください。

①園から登録用のお知らせが配布されます。

②代表保護者がお知らせの URL にアクセス

→必要事項を入力して仮登録・・・案内メールが届く

③お子様の情報等を画面の指示に従って本登録

ホームページおよび広報誌等への写真掲載について

社会福祉法人橘会理事長 渡辺和晃

当法人は、運営に関するご理解を得られるよう、社会福祉施設である園の活動を、地域社会に向け発信（例：ホームページやポスター掲載）していくことが重要と考えております。また、園でのお子様の活動状況をご家族にお知らせする際（例：WEB 連絡帳システム…はいチーズノート、その他）にも、写真を添付して配信することがありますので、皆様のご理解とご協力をいただきますようお願いする次第です。

【活動中の「園児の写真」を使用する際の園の方針と注意事項】

- ・ホームページ掲載にあたっては、氏名が特定されることのないよう（名札の映り込みがある場合は削除するなど）配慮します。
- ・顔のアップなどを大きく利用する場合があります。
- ・連絡帳システムに使用される画像は、園が指定した宛先にのみ配信されます。（保護者が登録した以外の者が閲覧することはできません。）
- ・掲載した写真を、個人がスクリーンショットなどで新たに SNS 等に二次利用することのないよう、呼びかけます。
- ・掲載した写真は、削除するまでに時間がかかることがあります。

【同意の確認をさせていただきます】

当法人が（個人を特定されない形での）写真を利用することについて、皆様のご確認を、別紙同意書にてお願い申し上げます。（※）

※連絡帳システムで園児の活動をお知らせする場合において、明らかに顔のわかる個人についてはその個人家庭にのみ配信するよう努力します。

また、複数園児が映り込んだ画像を使用する場合がありますが、後ろ姿や、顔がわからない程度の映り込みの配信を NG とする場合は、当園では対応できかねます。（その場合は、大変残念ですが入園をお断りさせていただきます。）

16 1号「預かり」保育/2号・3号「延長」保育

目的：保育を必要とする園児の養護・および子育ての支援

対象：全園児

場所：認定こども園 片浜桜 園児ごとの在園施設内

土曜日は、原則ナーサリールーム（保育の実施場所により変動）

保育時間と料金：【早朝】平日および土曜日（…1号認定園児は土曜保育を利用できません）の
午前 7:15～8:00 100円/日

1号 【長期休業中 昼】平日 8:00～15:00 500円/日

1号 【夕方①】平日 15:00～17:00 300円/日

【夕方②】平日 17:00～18:15 200円/日

2号・3号短【夕】平日および土曜 16:00～18:15 200円/日

ここまでの費用は、2号・3号標準時間認定園児にはかかりません

全園児【夜間】平日 18:15～18:45 300円/日

土曜日の夜間延長はありません。必ず間に合うようにお迎えの都合をつけてください。

※1号預かり保育は、お盆期間・年末年始・3月最終日その他、実施しない日があります。

請求・支払い方法：（月末ㄨ）翌月初旬に保護者に園から請求、保護者は速やかに園へ納付（ㄨ切10日）。未納が続く場合、園は預かり/延長保育を受託しないことがある。

（お支払いが滞ることは退園要件にもなります。ご注意ください）

きょうだいの特例：土曜日を除き、2施設にまたがる園児在籍の保護者は、それぞれの施設へ迎えに行く必要があり、園児ごとの迎え時刻にずれが生じる。延長保育代金は、（ずれを最大20分までとして）早く迎えに来た方の時刻を計算の基準にすることができる。

（ご自身で特例申告をお願いします。申告なしでは特例扱いできません。）

あらかじめわかっている場合はノートで、それ以外は迎え時に口頭でお願いします

夜間おやつ：（夜間利用を事前申請した園児のみ）提供あり

申込み方法：1号認定園児は、ㄨ切日（毎月20日 朝）までに申告

食材の都合があるのでㄨ切日は厳守のこと。

長期休業中は 給食費1食400円×利用日数を前払い※すること。

※預かり保育の利用をキャンセルしても給食費の返金はされない。

2号・3号認定園児は、夜間延長の利用がある場合のみ申告

（おやつの手配のため）必ず事前に連絡をしてください。

当園では原則18:00までのお迎えをお願いしております。

夜間延長保育の利用が常態化しないようにお願いします

17 土曜希望保育

目的：土曜日の保育を必要とする園児の養護

対象：2号・3号園児

0～1歳で離乳食の園児は、給食対応ができないため対象外とする

場所：認定こども園 片浜桜 ナーサリールーム

都合によりプレスクールで実施の場合があります

保育時間：7：15～18：15（夜間延長保育なし）

前後15分間は準備片付けのため原則7：30以降に登園18：00までにお迎えをお願いいたします。土曜日の夜間延長はありません。必ずお迎えの都合をつけてください。

登園方法：保護者による送迎

給食・おやつ：提供あり（土曜の昼食は「おにぎり」「ヨーグルト」です）

（2号園児は有料350円／日）

（副食費免除世帯は主食代として50円／日）

※申込時に現金を添えて申し込む

副食費（給食＋おやつ代）はキャンセルがあっても返金しない（食材の準備にかかる費用のため）

申込み方法：毎月、所定の方法で20日（土日祝日の場合は直前平日）までに申請、当日朝までに給食費を納付する。発注の都合があるので〆切日は厳守。

〆切日の朝までに納金がない場合は、給食対応できません。
（保育利用の場合はお弁当持参になります）

〆切を過ぎた保育申請は職員配置に関わる事項の為、原則不可。
（どうしても場合はお弁当持参で要相談となります）

入所後、1か月程度は、施設・職員に対する園児の慣れを考慮し、土曜日は家庭保育をお願いしています。あらかじめご承知ください。

登園時の服装：遊ぶのに適した（季節・気温により保護者が調節した）もの。
（特に年少以上は、園の体操服を推奨します。）

運動靴 カラー帽子

持ち物（次頁参照）には、すべてに園児本人名を書いてください。

土曜希望保育では、夏季のプールには、入りません（支度は不要です）。

土曜保育 ナーサリー園児の持ち物

①すべて通園バックにひとまとめにしてください

- ・おむつ4~5枚 布パンツ（トイレトレーニングの状況によります）
- ・着替え（上下洋服・肌着）2セット（スタイが必要な場合は2枚）
- ・おしりふき
- ・食事用エプロン
- ・コップ スプーン
- ・おしぼり
- ・ビニール袋

季節等により飲み物（水筒）の持参をお願いします。

②布団

土曜保育 プレスクール園児の持ち物

自分の荷物は自分で持つように促してください。

入れ物	中身
通園バック	（お昼寝用）大きめのタオル2枚 備考：パジャマは要りません。 年齢・体力等により午睡しない園児は、お昼寝用タオルは不要になります。
リュック（園かばん）	着替え（下着・洋服上下）
うわばき袋	うわばき
給食袋	スプーン・コップ 備考：歯ブラシは要りません。
（身に着ける）	ハンカチ・ティッシュ

季節等により飲み物（水筒）や汗拭きタオルの持参をお願いします。

18 保育料

当園の保育等に係る費用（保育料）は、預金口座振替にて、収納する。
引落とし口座は、「沼津信用金庫」のものに限る。

【保護者のする手続き】

① 「沼津信用金庫」に口座を開く

すでに口座がある場合は、この手順は必要ありません。どの支店でも結構です。
各ご家庭で窓口へ赴き、口座開設をしてください。この口座から保育料が毎月
引き落とされます。ご両親名義でない口座（例えば祖父母）でもOKです。

② 「預金口座振替依頼書」に記入する

複写3枚から成る依頼書を、園から、配布します。
記入後は切り離さず、園へご提出ください。

預金口座振替依頼書

沼津信用金庫
御中 年 月 日

私は、下記の収納企業から請求された金額を私名義の下記預金口座から預金口座振替によって支払うこととしたいので、預金口座振替規定を確約のうえ依頼します

収納企業名	振替コード	企業コード
預金口座	預金種目	口座番号
振替日	収納企業の指定する日（金融機関休業日の場合は翌営業日）	

この枠の中のみを、ご記入ください

フリガナ	届出印	沼津信用金庫	支店
預金者名		金融機関コード	1 5 0 5
		預金種目	1、普通 2、当座
		口座番号	

押印は丁寧をお願いします。不鮮明だとやり直しになってしまいます。

「お客様控え」は、園の手続き後に、お返しします

（収納企業使用欄）

（フリガナ）	契約者印	料金等の 収納依頼 企業名
契約者名		料金等の 種類
契約者 番号等		

（不届き理由）
1. 預金取引なし
2. 記載事項等相違
3. 印鑑相違
4. その他
（店名、預金種目、口座番号、口座名義）
（備考）

（金融機関使用欄）
1. 現金納付に誤り（納入通知書を含む、以下何れが正しければ、私に通知することなく、誤り訂正依頼書等の提出を依頼してください。この場合、複製または写真等で確定したものを、照会記録、再払戻請求の提出またはお返しの郵送はしません。
2. 振替日において請求額が振替額と相違する（この場合、金融機関を利用する金額が金額を記入）してある場合は、私に通知することなく、照会記録を提出していただく必要があります。
3. この依頼書が提出されたとき、私から貴金融機関に通知し、取り扱います。なお、この届出がないまま長期にわたる預金機関から請求がない等理由の事由があるときは、とくに届出をしない限り貴金融機関はご依頼の終了とみなして、振替作業を中止するものとさせていただきます。
4. この届出は複製等について十分に取扱いが生じても、貴金融機関の責めによる発行を除き、複製等関係一切責任をもちません。
5. 貴金融機関の都合により、この取扱いを停止された場合も責任ありません。

検印
印鑑
照合
受付印

【引き落とし日】

毎月5日（5日が沼津信用金庫の休業日の場合は、翌営業日）

【金額の通知】

引落金額は、毎月20日すぎをめぐりに、文書にて通知される。

【その他】

保育料収納に関する規約を別紙にて定める

社会福祉法人橘会 認定こども園片浜桜 保育料等収納に関する規約

第1条 預金口座振替の申込み

1. 認定こども園片浜桜（以下当園という）の園児保護者は、当園所定の「預金口座振替依頼書」を当園宛に提出することにより、当該園児の保育料等の預金口座振替の設定を沼津信用金庫（以下沼信という）に依頼することができます。
2. 当園は設定を依頼した保護者（以下依頼者という）が口座振替依頼手続きを完了した場合、依頼者が指定した預金口座の氏名、支店番号・預金種類・口座番号、その他口座振替設定に関し必要な情報を沼信に送付または送信します。依頼者は当園が沼信に対しかかる情報提供を行うことについて同意するものとします。

第2条 口座からの引落とし

当園が沼津市から当該園児の保育料算定の通知を受けた場合は、当園は、依頼者にその通知をするとともに毎月5日(以下「振替日」という)に請求明細に記載された請求金額を第1条に基づき依頼者が指定し口座振替設定がなされた預金口座から引落とされるよう沼信に請求するものとします。

第3条 請求の期間

1. 当該園児にかかる保育料等の支払い請求開始は、入園した翌月とします。
2. 当該園児が就学する年の3月分保育料は、その前月2月分保育料と合算して3月に2ヶ月分請求するものとします。
3. 当該園児に係る保育料等の支払い請求終了は、退園または就学時、かつ、全ての請求金額の支払いが終了したときとします。

第4条 引落とし不能時の取扱い

1. 当園は振替日に第2条に基づき振替処理を適宜実行する時点において、依頼者が指定した預金口座の支払可能残高が請求明細に記載された請求金額に満たない場合、および口座の解約等により請求金額の支払いが不能である場合には、沼信からその情報を受け、催告を行うものとします。
2. 当園から催告を受けた依頼者は、翌月振替日に当月分と合わせ2ヶ月分引き落とすこととなります。
3. 前項による支払いがなされない場合は、再度翌々月の振替日に当月分、前月分、前々月分と合わせ3ヶ月分を引き落とします。
4. 前項による引き落としができない場合には当該園児は退園となることを当該園児保護者は同意するものとします。また当該園児が退園となった場合においても、請求明細に記載された請求金額の支払を免れるものではありません。
5. 就学により当該園児が当園に在籍しない場合であっても、請求明細に記載された請求金額の支払を免れるものではありません。

第5条 預金口座振替の解約

依頼者が預金口座振替にかかる契約を解約するときは、所定の方法により沼信に届出るものとします。なお、すべての請求金額の支払完了後、当園から5年間請求がないときは、届出がなくともこの契約を終了するものとします。

第6条 規約の変更

当園は、本規約の内容を変更する場合があります。その場合には、当園は変更日および変更内容を契約者に告知し、変更日以降は変更後の内容により、取扱うものとします。

以上

19 その他集金（令和8年度）

当園の保育料の他に必要な費用は、
口座振替にて収納するものと その他 に分かれる。

【口座振替で収納される費用の項目と月額】…保育料と合算されて収納される

- ①保護者会費 1,500円
- ②施設整備費 2,000円
- ③教材費 500円（月の絵本・学習図書等）
- ④英語教室 600円（年中4歳・年長5歳のみ）
- ⑤給食費（1号認定園児：年少以上）4,880円（年額を11分割：8月徴収なし）
（2号認定園児：年少以上）5,500円（年額を12分割）
（1号認定園児：満三歳）5,880円（主食代を含む：8月徴収なし）
※金額は、それぞれの年間保育日数により算出しています
※材料購入費ですので、台風その他で休園になっても、返金はありません
※3号認定園児は「保育料」の中に給食費が含まれています

【その他費用の項目】…園は、かかった分の実費をその都度通知、保護者はできる
かぎり速やかに支払う

- ①延長保育・預かり保育の代金
- ②遠足代
- ③写真代
- ④学用品代（補充・買い増しの分を含む）
- ⑤（1号認定園児）長期休業中の預かり保育日の給食費（400円／日）
・・・申込時に納付 キャンセルでも返金なしです
- ⑥その他

【入園児に係る費用の項目】

- ①入園準備金 10,000円 事務手続き等の（卒園までの間にかかる）費用
☆ナーサリーからプレスクールへの進級時およびプレスクール新入園児に
1度のみ請求される。（要 同意書：保育料等と一緒に口座振替で徴収）
※ナーサリールームへの新入園時および、プレスクールの転・退園後の
再入園（準備金支払い済みの場合）には、かからない
- ②学用品代 金額は購入品目および数量による 発注時に支払いが基本
学用品には、
☆必ず購入をお願いしている（指導上同じ形状であることが望ましい）ものと、
☆家庭で用意できる（用途を満たしていれば色形が多少違ってよい）ものが
ありますので、購入時によくご確認ください。
- ③防災備品代 3,500円 プレスクール園児に、入園時請求します
（卒・退園時には物品を返却）

20 園の重要事項等の説明 および 保護者の承諾

概要：当園は、下記の法令に基づき（休園及び希望保育その他の重要事項について）保護者へ十分な説明を行ったうえでお子様をお預かりする

基準となる法令： 児童福祉施設基準規則第45条（保護者との連絡）
保育所の長は、常に入所している乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

説明の方法：入園説明会（9月初旬以降：個別対応）での口頭による案内
園のしおりの配布（10月以降）
入園準備会（オリエンテーション）での説明など

保護者の承諾確認：承諾書（別紙）への署名、園への提出によるものとする

《苦情申し出窓口》の設置について

概要：当園は「社会福祉法第82条の規定に基づき」苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を設置し利用者からの苦情に適切に対応する体制を整える。

1. 苦情解決責任者 園長
2. 苦情受付担当者 副園長
3. 第三者委員 ①大嶋淑嗣（連絡先 966-3494）
②栗田自由（連絡先 967-8073）
4. 苦情解決の方法
 - ①**苦情の受付** 苦情は面接・電話・書面などにより担当者が随時受け付ける。
なお、第三者委員に苦情を申し出ること可。
 - ②**苦情受付の報告・確認** 担当者が受け付けた苦情は、責任者と第三者委員（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告する。第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して、報告を受けた旨を通知する。
 - ③**苦情解決のための話し合い** 責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努める。その際苦情申出人は、第三者委員の助言や立会いを求めることができる。なお、第三者委員の立会いによる話し合いは次により行う。
 1. 第三者委員による苦情内容の確認
 2. 第三者委員による解決案の調整、助言
 3. 話し合いの結果や改善事項等の確認

当園で解決できない苦情は静岡県社会福祉協議会に設置された静岡県福祉サービス運営適正化委員会に申し立てることができます。

2 1 保護者面談について

保護者面談は、保護者と園がともに「子どもたちを健やかに育む環境」になることを目指した当園の取り組みのひとつであり、子どもの家庭での様子・園での様子を相互に伝えあい、現状を把握して「育てていきたい未来の姿を共有すること」を目的として年に2回行うこととしています。

時期：ナーサリールーム保護者面談・・・5月と2月の土曜日

プレスクール教育・保育面談・・・5月と12月の平日または土曜日
(各担任より通知した数日の中から家庭の都合の良い日を選択)

対象：ナーサリールームの全園児 および

プレスクール園児のうち、面談を希望する家庭

【補足】

担任は、面談時期にかかわらず日常的に（ノート、その他の方法を通じ）保護者と連絡を取り合っており、園児の「今の姿」を等しく共有し、理解して保育に努めていきます。

ナーサリールーム園児（0歳～2歳）は、発達の個人差が月齢により大きく異なる年齢の子であり、個に即した計画が必要となるため、面談の対象を『全園児』家庭として保護者から話を聞き、園の方針を伝えることとしています。

プレスクールでは、行事等を通じ、保護者へ子どもの成長を伝えられる機会が多いと判断して、「保護者（教育・保育）面談は希望する家庭のみ」としています。

面談希望のないご家庭でも、集団生活その他の園での様子から必要と判断した場合には園からお声掛けさせていただき、子どもの就学までの育ちをサポートする体制を整えてまいります。

お子さまに関する心配事等は、毎日の連絡帳で遠慮なくお尋ねください。

園児が外部のサポートを受ける、転園する、進学する場合の情報伝達のきまり
当園は、対象の施設・園・学校等の関係者らが、児の育ちをきちんと理解して関わるができるよう、法に従って、必要な情報を伝達してまいります。

2 2 一時預かり

目的：一時的に保育を必要とする状況にある乳幼児の養護・および子育ての支援

対象：未就園の乳幼児

場所：0～満3歳の乳児・・・ナーサリールーム（今沢 680-4）
3歳～就学前の幼児・・・プレスクール（今沢 65）

保育時間：平日午前8：00～午後16：00
延長保育なし
土曜希望保育なし

給食・おやつ：提供あり
（プレスクール利用の幼児は、おかず給食）
※食材等の都合によりお断りさせていただくことがあります

利用日数：一か月 14日以内 ※14日以上の利用希望については要相談

料金：1800円／回（3600円の半額を、市が補助）

持ち物：着替え（下着・洋服上下）
お昼寝用布団（プレスクール利用の幼児は個人状況に応じる為、要相談。）
主食（ごはん・パンなど）・箸など・コップ
（3歳以上の幼児のみ。満3歳までの乳児は不要）

申込方法：「一時預かり申込・発育表」に記入し、上記保育場所の施設に提出

備考：園児数や教職員の配置状況により、受入をお断りすることがあります。

病児保育および家族が感染症等に罹患している子どもの一時預かりはお受けしておりません。

23 園庭解放

目的：子育ての支援の一環として、近隣の家庭に遊びの場を提供する

対象：未就園児

料金：無料

申込み方法：お問い合わせの上、ご来園ください。

駐車場の利用も可ですが、万一の事故の責任は、保護者様ご自身に負っていただくこととなります。十分にご注意ください。

注意事項他：必ず来園前にお問い合わせいただき、きまりをご確認ください。

場所：沼津市今沢 680-4 055-966-5351

(ナーサリールーム)

月・火・水・金 (9:30~15:00)

(子育て支援センターかるがも)

毎週月～金曜日 (9:30~15:00)

※木曜日は公園出張日です(10:00~11:00) 天候により中止

場所：沼津市今沢 65

(プレスクール)・・・5月～6月の間に およそ4回

(9:30~11:30)

実施日程が決まった場合は、HP 等でお知らせします。

※子育て支援センターかるがもと合同開催します。

対象：きまりを守って遊んでくださる親子なら、どなたでも

申込み方法：かるがもで一括受付 055-967-9977 まで

(園庭開放日にプレスクール施設内の見学はできません。見学については
随時受け付けていますのでお電話でお申し込みください。055-966-6349)

プレ園庭解放のきまり：

- ①親子で一緒に来園すること。事故・怪我等の責任は 保護者が全て負う。
- ②園内での食事(含おやつ)は原則禁止。飲み物は、水筒等各自持参。
- ③遊ぶのに適した服装と靴で来ること。サンダルは禁止。帽子をかぶる。
- ④園のルールを守って遊具を使うこと。

ぶらんこの立漕ぎは×、ぶらんこの後ろ側に入るのも×

すべり台はお尻で滑ること、降り口から逆に登らないこと

ゴミの持ち帰り・・・などなど

その他：トイレ・施設(園舎)内への立入は、職員の指示に従ってください。

2 4 学童保育

目的：小学校の放課後に保育を必要とする児童を養護する

対象：昼間、保護者が就労等で家庭にいない、今沢小学校に通う児童

定員：20名程度（新1年生を優先）

場所：認定こども園片浜桜 ナーサリールーム

保育時間：平日（通常日課） 下校時間から17:30まで
学校の休業日（長期休業日その他）8:00～17:30まで

通常料金：8,000円/月（下記以外）

8月（夏休みを含む）**料金：**12,000円/月

12月（冬休みを含む）**料金：**9,000円/月

3月（春休みを含む）**料金：**9,000円/月

※欠席等による減額はありませぬ。

延長料金：早番（7:30～8:00）100円/日
※早番利用は、小学校休業日のみ可

遅番（17:30～18:00）100円/日
※学童クラブは原則17:30までです。
遅番の利用はどうしてもの場合に限りませぬので
あらかじめご承知ください

集金方法：集金袋を月末に配布（延長料金は月初めに請求）
10日までに現金納付
※未納が続くなどの場合は、利用をお断りませぬ。

申込時期：11月以降（園から該当と思われる家庭に書類を配布ませぬ）

問い合わせは：認定こども園片浜桜
ナーサリールーム 学童担当 055-966-5351

25 禁止事項と退園要件

【禁止事項】

1. **喫煙** 敷地内は全面禁煙です。敷地外「通園路」での喫煙も、ご遠慮ください。
2. **園の管理するもの以外の「食品」の持ち込み** アレルギーを持つ子への不測の事態を避けるため、ご協力ください。朝ごはんを口にくわえての登園、園敷地内でのバレンタインデー等のプレゼントやり取り、各家庭からのお土産の「おすそ分け」配布なども禁止です。
3. **園児および職員の個人情報をインターネットなどに載せること/園活動のライブ配信**
様々な事情を持つ方がおられます。悪意がなかったとしてもその情報がどこでどう利用されるか心配です。ご理解ください。SNSなどに写真をアップする際はご自身のお子様以外の顔がわからないよう加工するなどのご配慮をよろしくお願いいたします。
4. **おもちゃの持ち込み** キーホルダーで音が鳴ったり光るものも、おもちゃとみなします。園生活に不要なもの、園児の教育・保育の場にふさわしくないとと思われるものは持ち込まないよう、ご判断ください。かばんにキーホルダーをつけることは、置く棚にひっかかったり、無くなった、壊れたなどのトラブルが起きますので、プレスクールでは禁止しています。(※プレスクールでは園児に「ひらがな」を必然的に読ませたい、という目的もあります。ナーサリールームでは園児に持ち物がわかるための目印に一つは可、となっており、対応には差があります) 名前は底面に直に書いてください。
5. **冬場の園児マフラー他** 首にまくものは、不測のひっかかりが、すぐ命にかかわりますので禁止します。寒いときの上着の、『フード付き』も同様です。手袋は登降園時のみ着用可とします(日中は遊具をつかむ手が滑って危険ですので着用しません。朝、つけてきた場合は保護者がお持ち帰りください。) 安全のため、かばんを背負ったまま外の遊具で遊ぶことも、禁止します。
6. **アクセサリ** ネックレス・指輪・イヤリング・ピアス等は、園生活には不要です。運動時に邪魔になったり、時に肌を傷つけ、怪我の元にもなります。
7. **その他 (他人に迷惑をかける行為など)** 当園を利用する保護者同士が、気持ちよく園へお子様を預けられるよう、ご協力をお願いします。

**園の規則を守っていただけない場合
園長・理事長との話し合いを経てなお改善が見られない時は
退園の可能性がります**

【退園となる主な事案】

・支払いの滞納

※『支払い』とは

保育料(対象:3号認定)・給食費・教材費・延長保育利用料・遠足代・学用品代・替え下着(パンツ・おむつ)代など、園が支払いを請求したあらゆるものを指します。

・遅番の時刻超過

※当園のきまりは、18:00を超えるときは事前連絡(最長18:45まで)です。

17:00過ぎには、できるだけ早いお迎えをお願いします。

ご家族様のご協力も、可能な限りお願いしてください。

・受け入れ時に保護者が付き添わず、子どもだけで登園すること

※デジタルの登降園記録や、忘れた場合の手書き表への記載が確認できない場合、お声かけさせていただくことがあります。

・その他 ※『細則』も、よくご確認ください。

一時預かり申込・発育表

認定こども園片浜桜 (ナーサリールーム ・ プレスクール)

記入日		年	月	日
園児氏名		男・女	年	月 日生
住 所			自宅電話番号	
父 氏名			父 携帯番号	
父勤務先			勤務先電話	
母 氏名			母 携帯番号	
母勤務先			勤務先電話	
既往症	※ぜんそく ※心臓病 ※肝臓病 ※川崎病 ※てんかん ※自家中毒 ※中耳炎 ※ヘルニア ※じんましん ※扁桃腺肥大 ※アトピー性皮膚炎 ※熱性けいれん (歳 カ月頃) アレルギー体質 種類 () 除去食品 ()			
家庭での呼び名				
好きな食べ物				
嫌いな食べ物				
好きな遊び				

希望月日 (予定)

令和 年 月 日 () 曜日 / 年 月 日 () 曜日
 年 月 日 () 曜日 / 年 月 日 () 曜日
 年 月 日 () 曜日 / 年 月 日 () 曜日
 年 月 日 () 曜日 / 年 月 日 () 曜日



園歌

1. 日本一の富士山を
いつも仰いで 友達と
元気に遊ぶ子 明るい子
片浜桜 こども園

2. 駿河の海の 白い波
いつも 見ている 友達と
仲良く遊ぶ子 優しい子
片浜桜 こども園

3. 千本浜の 青い風
いつも 聞いている 友達と
楽しく遊ぶ子 がまんの子
片浜桜 こども園